

ハリケーン・サンディとニューヨーク市の 緊急事態宣言、執行命令

ニューヨーク事務所

2012 年 10 月 29 日から 30 日にかけて北米東海岸地域を襲ったハリケーン・サンディは、ニューヨーク市内だけで死者 43 名に上る甚大な被害をもたらした。

ニューヨーク市は、避難命令、避難所開設等に始まり、救助、治安維持、施設の復旧、倒木・瓦礫の撤去、NPO 等とも連携した支援助資の配給など様々な活動を行っている。本稿では、その中からブルームバーグ市長が発した緊急事態宣言 (State of Emergency) と執行命令 (Executive Order) を取り上げ、臨機応変なルールの設定・変更の様子などを御紹介したい。

1. 緊急事態宣言の法的根拠

ニューヨーク州の地方政府による緊急事態宣言は、州法 (注) に規定されている。災害、暴動その他により公共の安全が危機にある場合、地方政府の首席行政官 (chief executive) は当該地方政府の区域の全部又は一部に緊急事態を宣言することで、以下のような措置を講じることが可能となる。(なお、本稿の執行命令がすべてこの法律に基づいているわけではない。)

- ・ 外出禁止令 (curfew) の設定、歩行者及び車両の通行制限
- ・ 建物の居住・利用並びに車両及び人の入退出を制限する特別区域の設定
- ・ 娯楽及び集会場所の規制又は閉鎖
- ・ 酒類、火器、爆発物及び可燃物の販売、利用、移送等の停止又は規制
- ・ 公共の場における人通りの規制
- ・ 緊急避難所又は緊急医療避難所の設定又は指定
- ・ 災害対応、災害復旧活動の妨げとなる条例、規則等の執行停止 (州知事による緊急事態宣言その他法定の要件を満たす必要がある。)

(注) New York Executive Law Article 2-B, § 24: Local state of emergency; local emergency orders by chief executive (原文は <http://bit.ly/1OfKAqu>)

2. 緊急事態宣言と避難命令：執行命令 163 号 (10 月 28 日)

ハリケーン襲来は 10 月 29 日夕方以降と予想されていたが、28 日、ニューヨーク州のクオモ州知事は、ハリケーンに備え緊急事態宣言を行うとともに、ニューヨーク都市圏の公共交通機関 MTA が運行する地下鉄、バス、郊外からの通勤鉄道を 28 日夜 7 時から停止させると発表した。

これを受け、ブルームバーグ市長は、執行命令 163 号により、ニューヨーク市内に緊急事態を宣言するとともに、浸水予想に基づいて A~C に区分けされている市内の区域 A の住民に対し、強制避難命令を発出した。

3. 乗合タクシーの導入等：執行命令 164 号（10 月 30 日）

10 月 30 日午後にはハリケーンによる風雨も去り外出可能な天候となったが、公共交通機関はいずれも本格的な運行再開の見通しが立っていなかった。

執行命令 164 号は、市タクシー・リムジン委員会委員長（the Chair of the Taxi and Limousine Commission）に対し、以下のような権限を与えている。

- ・ 乗客の同意の有無にかかわらずタクシーに複数客を乗車させる乗合を許可するとともに、ゾーン制料金設定又は交渉による料金決定を許可すること
- ・ 通常は路上で客を拾うことを認められていないリムジン等タクシー以外の旅客運送車両に対し、タクシーと同様に路上で客を拾うことを許可すること
- ・ 通勤用乗合バンに対し、営業許可区域外での運行を許可すること

4. 特定ルートからマンハッタンに進入する乗用車の最低乗車人数制限等：執行命令第 165 号（10 月 31 日）

ハリケーンが去った翌 31 日、天候は安定していたが、通勤電車や大半の地下鉄は運行が再開されておらず、マンハッタン内外で大渋滞が発生した。

執行命令第 165 号は、11 月 1 日朝 6 時から 11 月 2 日午後 5 時まで、イーストリバーを隔てたブルックリン区、クイーンズ区とマンハッタン中心部及び南部のビジネス街をつなぐ 4 つの主要橋（ブルックリン・ブリッジ、マンハッタン・ブリッジ、クイーンズボロ・ブリッジ、ウィリアムズバーグ・ブリッジ）を乗用車（緊急車両等は除外）が通過する場合、最低 3 名が乗車していなければならないとするものである。橋につながる道路には検問が敷かれた。

そのほか、この執行命令により、避難対象区域の建物に戻る場合はニューヨーク市建築局の検査・確認を義務付けること、執行命令 164 号で導入された乗合をすべての有料旅客運送車両に拡大することなどが規定されている。

5. 車両ナンバープレートに応じた給油制限：執行命令第 170 号（11 月 8 日）

ハリケーンは、沿岸部の精油施設やパイプラインにも大きな被害をもたらした。また、停電等の影響により営業可能なガソリンスタンドも大幅に減少し、営業中のガソリンスタンドには長蛇の列ができた。

執行命令第 170 号は、ニューヨーク市内で給油する乗用車に対し、そのナンバープレートに応じ、奇数番号の車両は奇数日、偶数番号の車両は偶数日にしか給油できないこととするものである。

ガソリン不足は前週から表面化し、給油待ちの列でトラブルも起きていたため、市内外のガソリンスタンドには、給油制限導入前から警察官が配置されていた。なお、ニュージャージー州知事は前週末から同様の措置を講じていた。

6. 市建築局による手数料の免除 執行命令第 172 号（11 月 12 日）

執行命令第 172 号は、ハリケーンによる建物被害を迅速に復旧するため、非常時には

市の条例等を一時的に執行停止できるとする前述の州法に基づき、ハリケーンによる被害を受けた建物について、市が定める各種建築工事に関連する許可手数料を免除すると定めている。

7. がれき撤去の促進 執行命令第 173 号 (11 月 13 日)

執行命令第 173 号は、ハリケーンにより生じた倒木及び瓦礫の撤去を進めるため、州知事が発した執行命令を踏まえ、以下のような内容を規定している。

- ・ 市衛生局 (Department of Sanitation) 及び関係部局に対し、瓦礫撤去のため私人所有地に立ち入る権限を与える。
- ・ 市ビジネス公正委員会委員長 (the Commissioner of the Business Integrity Commission) に対し、必要と認める場合には、事業者が排出する廃棄物 (trade waste) の収集・除去・処分に関する許可及び登録義務を免除する権限を与える。

8. 住宅復旧作戦室の設置：執行命令第 175 号 (11 月 13 日)

ハリケーンにより失われた多数の住宅を確保するため、住宅復旧作戦室 (Office of Housing Recovery Operations) が設置された。執行命令第 175 号は、同室の設置について規定するものである。

なお、本執行命令は 11 月 13 日付だが、住宅復旧作戦室の設置及び室長の任命は 11 月 5 日に発表され、11 月 9 日には市長及び室長から、住宅の緊急修繕を進める「NYC Rapid Repairs Program」が発表されている。

※執行命令原文は以下のリンクから参照できる (英語)。<http://on.nyc.gov/RebNWI>

CLAIR

(川崎上席調査役 総務省派遣)